大口町地域活動連絡協議会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童の健全育成を図ることを目的に児童の母親など地域住民 が組織する大口町地域活動連絡協議会(以下「協議会」という。)の活動に対し て交付する補助金について、必要な事項を定めるものとする。

(補助金対象経費等)

第2条 この要綱による補助の対象となる経費は、協議会の活動に要する経費のうち前条の趣旨に照らして町長が適当と認めた経費とし、その経費に対する補助金の額は予算の範囲内の額とする。

(申請)

第3条 この要綱による補助金を受けようとする協議会の代表者(以下「代表者」という。)は、大口町地域活動連絡協議会補助金交付申請書(様式第1。以下「申請書」という。)を町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第4条 町長は、前条の申請書の提出があったときはその内容を審査し、適当と認めたときは当該補助金の額を決定し、その旨を大口町地域活動連絡協議会補助金交付決定通知書(様式第2)により、速やかに代表者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第5条 補助金の交付決定の通知を受けた代表者は、大口町地域活動連絡協議会補助金請求書 (様式第3。以下「請求書」という。)を町長に提出するものとする。

(補助金の支払)

第6条 町長は、前条の請求書の提出があったときは、その内容を審査し適当と認めたときは速やかに補助金を支払うものとする。

(書類の整備)

第7条 補助金の交付を受けた代表者は、補助金の受入れ及びその使途を明らかに し、帳簿書類等を備えておかなければならない。 (実績報告)

第8条 代表者は、当該年度終了後、速やかに大口町地域活動連絡協議会補助金実 績報告書(様式第4)を町長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第9条 町長は、協議会が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したと認めたときは、交付決定額の全部若しくは一部を取り消し、これを返還させることができる。

(その他必要事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会への補助金の交付に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則(平成15年大口町告示第78号) この要綱は、告示の日から施行する。

様式第1(第3条関係)

年 月 日

 \bigcirc

大 口 町 長 様

団体名

団体の所在地

代表者氏名

大口町地域活動連絡協議会補助金交付申請書

大口町地域活動連絡協議会補助金交付要綱第3条の規定に基づき、下記のとおり 関係書類を添えて申請します。

記

- 1 申 請 額 金 円
- 2 添付書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) 規約
 - (4) 役員名簿
 - (5) その他町長が必要とする書類

様式第2(第4条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

様

大口町長 回

大口町地域活動連絡協議会補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金については、大口町地域活動連絡協議会補助金交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

交付決定額 金 円

様式第3(第5条関係)

年 月 日

大口町長様

団体名

団体の所在地

代表者氏名

ED

大口町地域活動連絡協議会補助金請求書

大口町地域活動連絡協議会補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり 補助金を請求します。

記

- 1 請求金額 金 円
- 2 振込先
 - (1) 金融機関名及び店名
 - (2) 預金の種類
 - (3) 口座番号
 - (4) 口座名義人

様式第4 (第8条関係)

年 月 日

大口町長様

団体名

団体の所在地

代表者氏名

(EJJ)

大口町地域活動連絡協議会補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった大口町地域活動 連絡協議会補助について、事業が完了しましたので、大口町地域活動連絡協議会補 助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業報告書
- 2 収支決算書
- 3 その他町長が必要とする書類